

福島県建築関係工事特記仕様書【R7年10月版】

I 工事概要

1 工事名称

2 工事場所

3 建物概要

II 工事仕様

1 図面及び本特記仕様書に記載無き事項は、次による。
※「福島県建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
※「建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
・「公共住宅建設工事共通仕様書」(令和4年度版)(公共住宅事業者等連絡協議会編纂)

2 項目は、番号の前に○印、または番号に○印の付いたものを適用する。適用しない項目等は斜線、一印、または無印とする。

3 特記事項は、○印の付いたものを適用する。
○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
○印と※印の付いた場合は、両方を適用する。
※印を適用しない場合は、一に変えること。

4 形状寸法の単位は、特記した場合を除き ミリメートルとする。

5 各章の特記事項欄にある[県:]と表示されているものは、「建築関係工事共通仕様書」を示し、() 書きは「公共建築工事標準仕様書」、
[] 書きは「公共建築改修工事標準仕様書」、
[] 書きは「建築物解体工事共通仕様書」の章・節・項番号である。

6 本特記仕様書に選択項目がない場合は、空欄等に仕様を記載する。

福島県建築関係工事特記仕様書【R7年10月版】

一般共通事項

1 適用基準等

2 施工条件

3 工事実績データの作成、登録

4 電気保安技術者

5 技能士

6 イメージアップ

7 発生材の処理

8 石綿含有建材の事前調査

9 施工数量調査

10 工事用表示板

11 記録報告
1) 報告時期

特記事項

・ 共通仕様書(土木工事編) (福島県土木部)
※ 建築工事、電気設備工事、機械設備工事、建築改修工事監理指針 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
※ ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針
・ 建築工事標準仕様書・同解説(日本建築学会) (適用工種 ・ 全工種 ・ 一部工種 (JASS))
※ 建築関係工事における選任2日促進工事試行要領 ※ 建築・設備工事における入札時積算数量書活用方式試行要領
※ 工事書類チェックリスト(福島県土木部) ※ 建築関係工事における情報共有システムの運用
※ 建設キャリアアップシステム活用工事実施要領

(1) 工事車両の駐車場 (※ 構内 ・ ())
(2) 資材置き場 (※ 構内 ・ ())
(3) 建設発生土(埋戻し、盛り土用)の仮置場所 (※ 構内 ・ ())

工事請負代金が500万円以上の場合は適用する。

・ 配置する ・ 配置しない

・ 適用する ・ ()
等級区分は1級又は単一等級とする。

・ 適用する ※ 適用しない ・ 仮囲いの美化 ・ フラワーボックスの設置 ・ 夜間照明設備

・ 有価物()
・ 引き渡しを要するもの(保管場所は、監督員の指示による)
・ がり塩化ビニール含有物(PCB) ・ 金属類 ・ ()
・ 現地において再利活用を図るもの

建設副産物の 処理方法等 備考

・ 建設副産物の処理方法

建設副産物 処理方法 積算上の施設名称(※1)

・ 再資源化 ・ 中間 ・ 最終(一般) ・ 最終(特別管理産業廃棄物)

・ 再資源化 ・ 中間 ・ 最終(一般) ・ 最終(特別管理産業廃棄物)

・ 再資源化 ・ 中間 ・ 最終(一般) ・ 最終(特別管理産業廃棄物)

・ 再資源化 ・ 中間 ・ 最終(一般) ・ 最終(特別管理産業廃棄物)

・ 再資源化 ・ 中間 ・ 最終(一般) ・ 最終(特別管理産業廃棄物)

CCA処理木材の処理 あり ・ なし
石綿含有せつこうボードの処理 あり(改修後 9.1.5による) ・ なし
ひ素・カドミウム含有せつこうボードの処理 製造業者に処分を委託する ・ 管理型最終処分場で埋立処分する
PCB含有シーリング材の処理 あり ・ なし

・ 蛍光灯ランプ、水銀ランプの処理方法

建設副産物 処理方法 積算上の施設名称(※1)

蛍光灯ランプ ・ 中間 ・
水銀ランプ ・ 中間 ・

注:積算上の施設(※1)は積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。処理施設については、監督員の承認を得ること。また、処理施設が積算上の施設と異なる場合でも設計変更の対象とはしない。

工事着手前に先立ち、目視及び貸与する設計図書等により石綿を含有している吹付け材、成形板、建築材料等の使用の有無について調査する。 [1.4.1]

調査範囲 () ・ 図示による
貸与資料 ()

分析による石綿含有の調査 ・ 行う(下表による) ・ 行わない

材料名 定量分析方法 定性分析方法
() 箇所 () 箇所

調査範囲 () ・ 図示による [1.5.2]
調査方法 ()

※ 適用する ・ 適用しない [県:第1編 図1.3.1]

工事履行報告書は、下記より提出する。
※ 毎月1回 ・ 監督員の指示

内 容 工事履行報告書、工事別工程進捗表、主要材料搬入状況、当月の出来高状況、工事状況写真
添付書類 月間工程表、各工種の区分毎の社内検査報告書(写真含む)

一般共通事項

1 電子納品

2 完成時の提出書類

3 完成図(施工图及び施工計画書を除く)

4 設計CADデータ貸与

5 工事検査

6 建設工事使用機械等

7 設計GL

8 既存部分等への処置

9 他工事との取合い

10 電気工事士

11 火災保険等

12 入札時積算数量書活用方式

13 情報共有システム

14 遠隔臨場

15 建設キャリアアップシステム(CCUS)

16 その他

17 仮囲い

18 危険防止

19 足場

20 工事用水

21 工事用電力

22 工事用進入路

23 ベンチマーク

24 交通誘導警備員

25 騒音・粉塵等の対策

26 監督員事務所

27 埋戻し及び盛土

28 建設発生土の処理

29 土工事

特記事項

電子成果品は、福島県電子納品運用ガイドライン(営繕工事編)により納品を行う。
対象書類 (※ 工事写真 ・ 施工計画書 ※ 完成図 ・ その他())
※ 検査用機器(パソコン、モニター等)は、受注者が準備する。
原則モニターのサイズは、21～24インチ程度とし、解像度はアスペクト比16:9の場合1920×1080以上、アスペクト比16:10の場合1920×1200以上とする。
※ 工事写真のサムネイル一覧を提出する。

(1) 完成図書 (※ 提出する ・ 提出しない) ・ 黒表紙(金文字) A4版(1部) ※ ハードファイルA4版(1部)
(2) 建築物の保全に関する書類 (※ 提出する ・ 提出しない) ハードファイルA4版(1部)
(3) 完成図 (※ 提出する ・ 提出しない) A2版、A3版2つ折り製本(各1部)
(4) CADデータ、PDPデータ(1式) (※ 提出する ・ 提出しない)
(※CADデータ提出の場合には、オリジナルCADデータも提出のこと。)
(※PDPデータとは、CADデータをPDF形式で保存したものの。)

第1編(総則)1.8.4(完成図その他)によるほか、下記による
(1) 種類及び記入内容

※ 有 ・ 無

提出写真

工事検査に際し、下記により写真を監督員に提出する。

着工前 工事中 竣工 回数

既済検査 ○ ○ 1部
竣工検査 ○ ○ ○ 1部
(既済後) (O) (O) (1部)

※ 上記以外の変更写真は、監督員の指示による。
※ 撮影は福島県土木部制定「建築設備工事写真管理基準」による。

※ 建設工事による排出ガス対策型建設機械を使用すること。
※ 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針に基づき、低騒音型建設機械を使用すること。
※ 建設機械等のアイリッドストップを実施し、その点検を行うこと。

※ 図示による。 BM± ()

工事施工に際し、既存部分を汚染又は損傷した場合は監督員に報告するとともに承諾を受けて現状に準じて補修すること。

施工图
設備機器の設置、取合いなどが検討できる施工图を提出し、監督員の承諾を受けること。

電気工事士法の適用除外となっている最大電力500kw以上の重要設備の工事においても、第1種電気工事士により施工を行う。

(1) 火災保険 ・ 適用する (・ 保険期間:工期+14日 ・ 適用しない)
・ 加入時期 (・ 躯体及び建方完了時 ・ 着手日(現場施工に着手する日)
(2) 法定外の労災保険の付保
※ 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

※ 本工事は「入札時積算数量書活用方式」の対象工事である。
本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加する場合において、工事簡易契約の締結後に生じた当該積算数量の疑義について、発注者及び受注者は、入札時積算数量に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

※ 建築関係工事共通仕様書[県:第1編 1.1.25]による。
※ 建築関係工事共通仕様書[県:第1編 1.1.26]による。

(1) 本工事は、『福島県土木部発注工事等における建設キャリアアップシステム活用工事実施要領』の対象工事である。
(2) 受注者は実施要領に定める事項について遵守しなければならない。

本工事の施工にあたって賃機材及び労働者の調達に時間を要することが判明し、受注者から協議があった場合は、工事の一時中止及び工期の変更について検討し、決定するものとする。

・ 波形鉄板 ※ 万能板棚 ・ 単管+シート張り
・ キャスターゲート ・ シートゲート ・ ()
※ シート張り ・ 金アミ ・ ()

・ 本工事 (※ 内部足場 ※ 外部足場 ・ 基礎足場 ・ コンクリート打設足場)
なお、本工事で設置した足場、機橋、作業橋台の類は、無償で別契約の関係受注者等に使用させること。
・ 別途 (別契約の関係受注者が設置した足場、機橋、作業橋台の類は、無償で使用できる。)

足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について(厚生労働省 基発第0424001号平成21年4月24日)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能性を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」により行ふこと。

「手すり先行工法」の足場とは、全面に二段手すりかつ主桁(幅木)のある足場をいう。
受注者は、工事着手前に足場の種類及び設置方法等について、監督員と協議すること。

構内既存の施設 ・ 利用できる (※ 有償 ・ 無償) ※ 利用できない
構内既存の施設 ・ 利用できる (※ 有償 ・ 無償) ※ 利用できない
・ 仮設道路造成 ・ ()

設置方法 ※ コンクリート杭 ・ 固定物 ・ ()

※ 置く(計 人) ・ 置かない ・ 置く期間 () [県:第1編 1.2.13]
指定路線 ※ 該当無 ・ 該当有

・ 防音パネル
防音パネルの設置範囲 (・ 図示による ・) [2.2.1]
防音パネルの高さ (・ 図示による ・)

・ 防音シート
・ 養生シート

・ 設ける (規模: m2程度) ※ 設けない 備品については、監督員の指示による [2.3.1]
・ 別途建築工事による

種別 ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ D種 (3.2.3)(表3.2.1)

※ 構外指示の場所
搬出先の名称 ()
搬出先の所在地 (・ 市・郡 町・村 大字 字 地内) (3.2.5)
搬出先での処理 (・ 敷きならし ※ たい積)
運搬距離 () km
なお、受注後、搬出や搬出費用に変更が必要が生じた場合は、協議により変更すること。
協議時には、変更する搬出先が都市計画法(開発許可)、森林法(林地開発)、砂防法、急傾斜地崩壊防止法および盛土規制法(改正宅地造成等規制法)などの諸法令違反でないことわかる資料を監督員に提出すること。
搬出後は、最終形状、数量計算書、写真及び運搬距離等の資料を監督員に提出すること。
・ 構内指示の場所 (・ 敷きならし ・ たい積)

※ 受注者は、建設発生土処理にあたり 第1編(建築工事)1.4.2(施工計画書)の記載内容に加えて、以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。
(1) 処理方法(場所・形状等) (2) 排水計画 (3) 構内維持等

※ 受注者は、建設発生土受入地ごとの特定条件に応じて施工しなければならぬ。

※ 受注者は、雨水の排水処理等を含めて、搬入土砂の周囲への流出防止対策を講じなければならない。

4 事前措置

5 機器等の解体

6 基礎及び杭

7 さく、照明設備等の付属物

8 構内